

熊本市議会

新型コロナウイルス感染症対策会議 様

新型コロナウイルス感染症対策に 関する緊急提言への回答

令和2年6月

熊 本 市

目 次

1 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及	P	1
2 医療提供体制の確立	P	4
3 緊急経済対策	P	7
4 「3密」を回避する避難所運営	P	11
5 児童・生徒に対する学びの環境整備	P	12
6 財源の確保	P	13

1 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及

- (1) 行動規制の緩和については慎重に対応し、数的な基準を明確にして市民に徹底を図る等、感染第2波の発生を抑止すること。

【回答】

本市では、これまでも独自のリスクレベルを用い、数的な基準を明確にしたうえで、感染状況を市民へ分かりやすく周知するとともに感染の拡大傾向期には、一段高いレベルの対策を行うなど、感染拡大防止に努めてきました。

行動規制については、5月25日に国から示された基本的対処方針において段階的な外出自粛等の緩和が求められており、また、本市専門家会議からも同様のご意見をいただいております。今後も、国の対処方針や専門家会議のご意見を踏まえつつ、本市のリスクレベルに基づき、総合的に判断してまいります。

また、市民一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えており、市政だよりやホームページ、SNS等を活用し、「新しい生活様式」を普及させ、感染第2波の発生の抑止に努めてまいります。

(政策局・健康福祉局)

- (2) 「新たな生活様式」の実践例等を網羅した「ガイドブック」等を作成するとともに、「市政だより特集号」等にて周知を図ること。

【回答】

市政だより6月号の新型コロナウイルス感染症特集ページにおいて、「新しい生活様式」の実践例等を掲載し、市民への周知を図りました。今後も市政だよりを始めとする各種広報媒体を活用した市民への情報提供を積極的に行ってまいります。

(政策局・健康福祉局)

(3) 飲食店等の段階的な営業再開がスムーズに進むよう、業種ごとのガイドライン等については、その基本的なモデルを本市が示すとともに、部分的な経済支援を行うこと。

【回答】

飲食店等の休業要請終了後も、引き続き感染防止対策を徹底しなければ、再び感染が拡大する恐れがあることから、熊本県が作成したチェックリストに基づき感染拡大防止を図っていただくよう、市のホームページや公式ツイッター等で情報発信するとともに、実際に飲食店等を訪問しチェックリストの説明を行っております。

また、国において、関係団体が自主的な感染対策の取組を進めるための業種ごとのガイドラインを作成されているため、市のホームページにも掲載し、感染防止の参考にしていただいております。

経済支援については、県の制度融資を利用した場合の3年間の利子補給などの資金繰り支援のほか、本市独自の緊急家賃支援金を創設し、事業者にとって大きな負担となっている固定費の家賃への支援を行ってまいりました。

今後、商店街の賑わい創出や、観光宿泊者への助成等を通じて飲食店の利用者増を図るなど、経済回復に向けた効果的な事業を、スピード感をもって取り組んでまいります。

(健康福祉局・経済観光局)

(4)感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別、風評被害や、高齢者等を対象とした詐欺行為等の実態がある。新型コロナウイルスに関する市民への情報発信や啓発については、テレビやラジオ、市ホームページ等の様々な媒体を活用し、周知に努めること。

【回答】

新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は、あってはならないことであり、これまで新聞、市政だより、市ホームページ等において啓発及び相談窓口の案内をしてきたところです。今後も引き続き、市民が正確な情報に基づき冷静に行動されるよう、最大限啓発に努めてまいります。

また、高齢者等を対象とした詐欺行為等については、情報を随時、高齢者の総合相談窓口である「高齢者支援センターささえりあ」にも周知しているところであり、特別給付金詐欺については、テレビ・ラジオスポット CM等においても注意喚起を行っております。

今後も、熊本県警とも連携して、様々な広報媒体を活用し、高齢者等を対象とした詐欺行為等の防止について市民への周知・啓発に取り組んでまいります。

(文化市民局・健康福祉局・政策局)

2 医療提供体制の確立

- (1) 医療崩壊防止として感染者急増に対する医療提供体制の充実、軽症患者受入れ体制の構築及び、マスコミ等報道対応への支援を行うこと。

【回答】

本市においては、感染拡大に伴う医療体制の崩壊を招かないよう3月24日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を立ち上げ、本市独自のリスクレベルの設置や医療提供体制の拡充に対して専門的助言をいただき、現在においては、県全体で378床を確保するなど、感染者が急増した場合にも十分対応できる体制を整えております。

今後とも医療提供体制のさらなる拡充に取り組んでまいります。

マスコミ等報道対応については、引き続き、関係部局が連携し、医療機関等に替わり、記者クラブへの報道資料の提供を行うなど、医療機関がマスコミ対応に忙殺され、本来の治療に支障が生じることのないよう支援しています。

(健康福祉局・政策局)

(2)医療機関の防護服等の備蓄は、県からの配分後も引き続き備蓄数の管理を適正に行い、県等に対して迅速な供給を働きかけていくこと。

【回答】

医療機関に対する防護服等の供給については、国が定期調査により、各医療機関における防護服等の保有状況を随時把握しており、県を通じて優先的に供給を行っております。

本市においても、これまで各医療機関等の要請を受けて、備蓄マスクを約60万枚供給するなど、必要に応じて支援してきたところです。

今後も感染症指定医療機関や接触者外来における防護服等の備蓄数については適宜把握していくとともに、不足が見込まれる場合は、国や県に対して迅速な供給を働きかけてまいります。

また、令和2年第1回臨時会において、市における防護服等の備蓄に必要な予算について議決をいただいたところであり、新型コロナウイルスの第2波を想定しつつ、感染症指定医療機関、接触者外来及び感染者受入医療機関をはじめ、その他医療機関及び薬局、介護施設・保育所・学校等の施設において不足が発生した場合に備え、必要な防護服やマスク等の医療資材の確保に努めてまいります。

(健康福祉局・政策局)

(3)感染者の医療措置や搬送等に対応する医師・看護師・保健師・消防士などの医療等の従事者に対して、新たな特殊勤務手当を支給すること。

【回答】

先般の令和2年第1回臨時会において、新たな特殊勤務手当（新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当）の整備を含む関係条例改正案及び補正予算案について議決いただいたところであり、関連規程の準備が整い次第支給してまいります。（総務局）

(4)本市のPCR検査数は、民間検査機関との連携によって、1日の検体数を最大120検体まで拡充したものの、必要とされる検査が行える体制を検討しておくこと。

【回答】

本市のPCR検査については、環境総合センターの検査体制の強化を図るとともに、民間検査機関等の活用により検査体制を1日最大120件まで拡充しています。

更に、感染の次なる波に備え、熊本医師会と連携した「地域外来・検査センター」の設置により、1日最大約200検体の検査体制の確保を目指しているところです。

今後とも更なる検査体制の充実に取り組んでまいります。

（健康福祉局）

3 緊急経済対策

(1)感染症による地域経済への影響を最小限化し、早期に成長軌道に回復するため、感染症が収束し、停滞する経済活動が再生するまでは、飲食・宿泊、小売、サービスなどを中心に、事業継続できるよう徹底した資金繰り対策を行うこと。

【回答】

3月から、県の制度融資「金融円滑化特別資金」を利用した市内の事業者に対し、本市は3年間の利子を全額補助し、県は保証料を全額補助するなど、事業者の経営安定に向け、県市連携による資金繰り支援を行っております。

さらに、5月から国や政府系金融機関においても、利子補給を伴う融資制度が開始されたことにより、事業者にとっては、実情に応じた資金調達の選択が可能となっております。

(経済観光局)

(2)雇用調整助成金については、申請内容が煩雑で受給までの期間が長いなどの理由により、相談件数に対して助成金申請は 4%程度に留まっている。窓口相談体制の強化を図るとともに、国へ手続きの簡素化を強く要望すること。その一方で、長期間の休業を余儀なくされている労働者への安定的な生活収入を迅速に確保するために、「みなし失業」の雇用保険特例措置を国へ要望すること。

【回答】

相談体制につきましては、国では、労働局単位で相談窓口を設置し、OB職員等を増員配置するなどの対応をされてきましたが、今般、国の二次補正予算の成立を受け、熊本労働局では相談員をさらに30名程度増員し、相談体制の強化を図られることになっております。

本市でも「特別労働相談窓口」において社会保険労務士との対面による相談を4月15日には開始し、また、商工会議所、商工会連合会においても個別相談会を実施されています。

申請手続きの簡素化につきましては、3月5日には本市単独で国に緊急要望を行うとともに、その後、指定都市市長会からも4月17日と5月29日に国への要望を行っており、これらを受け、厚生労働省においては4月と5月の2回にわたり、記載事項の約5割削減や計画届の事後提出を可能とするなどの手続きの簡素化が行われております。

休業を余儀なくされた労働者の方が雇用保険の失業手当を受給できる特例措置、いわゆる「みなし失業」につきましては、国の二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設が示されております。これは、事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により支援を受けることができる制度となっています。

このように、国において、相談体制の強化や手続きの簡素化を図られているところですが、一方で、新たな制度にかかる申請も始まることとなります。本市としましては、事業者や労働者の皆様のご意見をお伺いしたうえで、今後も事務手続きの簡素化を国に要望するとともに、必要な支援体制の強化を図ってまいります。

(経済観光局)

(3)熊本市緊急家賃支援金については、対象業種が限定されており、支援は1カ月の家賃の1回のみとなっているが、収入が大幅に減少した事業者に対する固定費を支援するという観点から、全ての業種を対象とし、中期的な期間を支えるなど、制度の拡充を再検討すること。

【回答】

本市の家賃支援については、熊本県の休業要請に基づき、休業した施設や営業時間を短縮した飲食店を対象に、緊急的に実施しております。

5月末には全国の緊急事態宣言が解除され、本市においても、少しずつ新しい生活様式を踏まえた事業活動が再開されていますものの、コロナ禍によって事業者の皆様の経営環境は悪化している状況にあります。

このため、より多くの事業者の方々へ支援が必要と考え、今般、自主的な休業等により、感染症の拡大防止に協力いただいた店舗を対象に加える等、制度を拡充することとしております。

さらに、国において最大6か月の家賃支援給付金を創設されたところであり、詳細決定後、本市としても積極的な情報提供に努めてまいります。

(経済観光局)

(4)持続化給付金については、対象となる事業者への給付が迅速に行われるよう、事前の周知を徹底すること。また、事業者の手続きが極力簡素化されることも肝要であり、オンライン申請が困難な事業者へのサポートセンターを設置すること。

【回答】

国では、全国統一の専用のコールセンターを設置されるとともに、申請サポート会場(センター)も、全国に500ヶ所以上(5月末時点)開設され、熊本市においては、商工会議所を会場として予約制のサポートを開始しています。

また、熊本県行政書士会でも、5月下旬に、持続化給付金をはじめとした国の補助金申請などの相談窓口を開設されているところであり、本市では、ホームページ、ガイドブック等を通じて国や行政書士会の窓口についての積極的な周知に努めているところです。

(経済観光局)

(5)地域経済への影響額について、実態の把握に努めるとともに、今まさに事業者が必要とする取組を大胆かつ果敢に実施すること。

【回答】

地域経済への影響については、国・県や日本銀行等から公表される経済指標等の分析とともに、積極的に事業者へのアンケートやヒアリング調査等を行い、迅速かつ的確な実態把握に努めてまいります。

これまでも、様々な団体や個人事業者の皆様からのご意見を伺い、例えば、制度融資に係る3年間の全額利子補助や、熊本県の休業要請に基づき、休業した施設や営業時間を短縮した飲食店を対象とした緊急家賃支援を実施してまいりました。

また、先行して予算の議決をいただいておりますが、プレミアム付き商品券と熊本市プレミアム宿泊クーポンにつきましても、緊急事態宣言解除後すぐに事業を開始したところであります。

今後も、国県等の動向も見据えつつ、スピード感をもって事業者のニーズに応じた効果的な取組を実施してまいります。

(経済観光局)

4 「3密」を回避する避難所運営

豪雨や台風などが頻発する季節を間近に控え、新型コロナウイルス感染症と自然災害が同時に重なる事態への対応は喫緊の課題である。

国からの通知、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和2年4月1日付け)を踏まえ、避難所運営の抜本的な見直しを行うとともに、感染症対策に万全を期すこと。

【回答】

避難所における感染症対策に関しては、避難者の密集を避けるため、人と人との距離を十分に確保できるよう、避難者数の状況に応じて学校の教室や地域の市有施設等を順次開放することで、これまでどおり住民に身近な施設での受け入れを行うこととしています。

また、避難される方で体調がすぐれない方には別室を用意し、さらに新型コロナウイルス感染症の入院治療を終えた退院者や濃厚接触者など経過観察中の方には、他の避難者との接触を避けるため、「保健避難所」を各区に設置するなど、すべての市民が安心して避難できる本市独自の体制を整えたところです。

感染症対策については、今後、地域と連携して万全の備えに取り組んでまいります。
(政策局)

5 児童・生徒に対する学びの環境整備

(1)小中学校の休校の延長に伴い、遠隔授業が実施されているが、iPad等のIT機器不足や家庭環境のあり方等によっては、児童・生徒への教育の格差が懸念される。児童や家庭の実態に応じた、きめの細かい対応ができるように環境整備等を行い、すべての児童・生徒に対しての教育を保障すること。

【回答】

本市におけるICT環境の整備については、時間や場所を選ばず、子どもたちと先生、あるいは子どもたち同士等、双方向のコミュニケーションができるようになり、主体的・対話的で深い学びの実現に寄与するものです。令和2年第1回臨時会にて児童・生徒に1人1台のタブレット端末の整備に必要な予算について議決いただいたところであるため、今後は、GIGAスクール構想の補助金を活用しながら、令和2年度中に整備が完了するよう取り組んでまいります。

また、不登校児童生徒の支援にも積極的に活用し、一人一人の理解度や興味・関心に応じた学びを進めてまいります。

(教育委員会)

(2)感染症に関する危機管理を学校任せにすることなく、絶えず現状を把握したうえで、教職員に過度な負担が生じないように、学校現場の支援を徹底すること。

【回答】

学校の感染症対策については、健康観察や消毒の方法など、学校再開前後のチェックリストを作成し、情報提供を行うことで、学校の感染症に関する危機管理への対策を取りやすいよう、取り組んでおります。

また、消毒液、石けん、ゴム手袋、フェイスシールドなどの感染症対策の物品については、学校の状況を把握しながら、関係部署と連携し、配布するなど、学校の支援に努めているところです。

今後も、継続して感染症対策に万全を期すとともに、国の支援策を活用し、教員の負担軽減を図ってまいります。(教育委員会)

6 財源の確保

本年度に予定していた全事業の精査を行い、不要不急の事業については、中止または延期することで、新型コロナウイルス感染症に対する財源を確保すること。

【回答】

本市としては、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ適切に講じていく必要があることから、令和2年度当初予算計上事業について大幅な見直しを行い、必要な財源と人員を確保することとしており、現在、見直しに向けた検討作業に全庁挙げて取り組んでいるところです。

なお、見直しに伴う検討状況については、第2回定例会の各常任委員会でお示しすることとしております。 (財政局)